

岡山大学研究ポリシー

平成16年 4月 1日制定
平成18年12月 4日改定
平成27年 4月 1日改定
平成29年 2月15日改定
平成30年 4月 1日改定

岡山大学は、”高度な知の創成と的確な知の継承”を理念とし、”人類社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築”を目的としている。さらに、岡山大学は、研究活動に対して基本的目標を掲げている。岡山大学におけるあらゆる活動の源泉は、先進的かつ高度な研究の推進であり、常に世界最高水準の研究成果を生み出すことをその主題とし、国際的に上位の研究機関となるよう指向することである。

このような岡山大学の理念、目的および研究目標を達成するために、岡山大学に所属する全ての研究者は、自らの自由な発想のもとに真理を探究する権利を享受するとともに、専門家として国民の負託にこたえなければならない重大な責務を有する。

このため岡山大学は、研究者の自律性に依拠する行動規範に関わる以下の研究ポリシーを制定する。

1 研究の自由

岡山大学は、研究者の自発的意志と自律性に基づく真理探究に関する活動を尊び、学問研究、思想、及び表現の自由を保障する。なお、個人情報の保護及び著作権の取扱いには十分留意する。

2 研究の倫理性

研究者は、人間の尊厳、健康及び生命の安全に関する権利を尊重する。人権やプライバシーを守り、遺伝子組換えや動物実験等に関する倫理規範と関連規程を遵守する。

3 研究の自律性

研究者は、研究成果を学問体系の中に位置づけ、その成果が社会に及ぼす影響を省察する。

4 研究の公開性

研究者は、学術研究の成果を論文、著書等として公表し、研究者相互の評価に積極的に参加する。

5 研究の社会性

岡山大学は、研究成果の公表に留まらず、その影響や効果について広報活動等を通して社会に還元し、貢献する。

6 研究成果の帰属

研究によって得られた知的財産は、原則として岡山大学に帰属する。研究者は、知的財産に関わる研究成果の公表や特許の申請について、関連規程等を遵守する。

7 研究の遂行

研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において誠実に行動し、不正

行為であるねつ造、改ざん、盗用を行わない。また、研究者倫理に反するような重複投稿や不適切なオーサーシップなども行わない。

また、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合にはこれを開示するなど、研究活動の正当性の証明手段を確保する。

研究資料等の保存期間は、当該学術研究の成果を論文、著書等として公表後、資料（文書、数値データ、画像など）については10年間、試料（実験試料、本）や装置など「もの」については5年間を原則とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なものや、保存に多大なコストがかかるもの、国又は学会等の学術団体が示す基準あるいは契約により研究資料等の保存期間が定められている場合についてはこの限りではない。

8 研究費の使用

研究者は、研究費の使用等に当たっては、法令や関係規則等を遵守する。

9 利益相反の回避

研究者は、自らの行動において利益相反の有無に十分注意を払い、そのような立場を回避する。さらに、国立大学法人岡山大学利益相反ポリシーを遵守する。

10 研究環境の確立

研究者は、責任ある研究を行うことのできる公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に関する取組に積極的に参加する。